

昭和 27 年度

# 事業報告書

自 昭和 27 年 4 月 1 日  
至 昭和 28 年 3 月 31 日

昭和廿七年度事業報告書

昭和廿八年七月 日

東京都文京区湯島参丁目危番地

社団法人 日本病院協會

會長 上條 秀介



厚生大臣 山縣 勝見 殿

昭和二十七年度事業報告書提出について  
標記の件について左記の通り提出いたします。

- 一 昭和廿七年度末財産目録
- 一同 貸借対照表

- 一 昭和廿七年度中の事業概況
- 一同 收支計算書
- 一 昭和廿八年度收支豫算書

以上

賦産目録

昭和廿八年五月三十一日現在

資産の部

銀行預金

住友銀行神田支店預金

金五萬零千三百六拾五円

未収入金

昭和廿六年度未収会費

金壹萬零八百円

昭和廿七年度未収会費

金八拾四萬零千円

金壹百八拾七萬九千七百円

計

什器備品

應接用モノ一式

金貳萬九千五百円

資産合計

金壹百九拾六萬 五百六拾五円

負債の部

假受金

東京病院協会より

金七拾參萬零千八百七拾七円

負債合計

金七拾參萬零千八百七拾七円

差引正味賦産

金壹百貳拾貳萬八千六百八拾八円

# 貸借対照表

昭和廿八年五月三十一日

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
銀行預金	五一、三六五、〇〇	假受金	七三、八七七、〇〇
未収入金	一八七、九七〇、〇〇	当期剰金	一、三二八、六八八、〇〇
什器備品	二九、五〇〇、〇〇		
合計	一九六〇、五六五、〇〇	合計	一九六〇、五六五、〇〇

昭和二十七年夏 庶務報告 社団法人日本病院協会

A. 公議及び学会

一 昭和二十七年夏總會 昭和二十七年六月七日 於湯島聖堂

二 理事會 常務理事會 六月 三日 總會及び学会に關する件

六月 七日 總會提出提案報告及び役員選出の件

六月廿四日 専任委員委員日程その他の件

七月十日 私設病院部会規程審議 その他の件

八月十一日 医療機関融資の件その他

八月廿九日 医療機関融資 私設病院部会規程審議その他

十月 三日 看護婦専門委員会の結論その他の件

十月十八日 職業昇進施設附設 インターン教育の件その他

十月廿一日 入院料是正 給食の件インターン委員会の件

十二月五日 医療機関融資の件入院料及び会費の件

三月十六日 会館運営入院料インターン及び總會予定の件

五月 九日 昭和二十八年夏總會開催に關する件その他

五月廿六日 總會議題に關する件 社会保険その他の件

六月 八日 總會報告及び提出議案に關する件

四 日本病院学会大会打合せ 六月三日 学会大会六月七日 於湯島聖堂

五 私設病院部会役員會 七月十六日 勘定科目 融資の件その他

十月九日 医療機関融資 件その他

十一月廿日 病院課税の件 看護婦問題その他

一月廿二日 医療機関融資入院料給食及び会費補充の件

五月廿六日 私設病院部会役員會に關する件

B. 各種委員會

一 医療機関融資に關する専門委員會 七月十日 七月十四日 十月十九日 二月七日

昨平七月より六団体 日本赤十字社 済生會 全国厚生農業協同組合連合會 日本病院協

會 日本医師會及び日本歯科医師會 一環として協會及び委員は 數十回に亘る公議反

び陳情を重ねた結果 厚生省予算は一応五億圓を確保したが その運用につき不十分な点が

柄つたので 更に当初の目的に副うよう当局に向つて運動したが 總會解散の結果厄流産

の運命に立至つた

二 病院課税専門委員會 七月十日 七月十四日 十月十四日

所得税イ私的病院は健康保険と自由診療とを収入率で分ける

口 課税と青色申告自由申告医療法人の三つに分類することが適切である

ハ 病院の青色申告を認めさせる事

ニ 所得税を十七パーセント以下にすべきである

ホ 完全看護 完全給食は収入より除外

ヘ 病院経理の勘定科目統一化

ト 病院の圖書 研究費を經費として認める

チ 改修 施設の改善等を經費として認める

固定資産税

一 病院の固定資産税は原則としてこれを免除する

口 電気及び瓦斯の同接税を免除すること

以上については 日本医療法人協會と協力して大蔵省 国稅方に対し陳情の要があるが、

引続き委員會を継続開催して検討する事とした。



三厚生省二十七年度医療施設面に關する調査  
 四社会保険診療費差正に關する各地協会の意見を纏める  
 五資料の医療関係職員転業離脱防止調査  
 六インターンに關する調査を行う

F 協会役員移動に關する件

福岡縣病院協会々々長	赤岩八郎	氏退任により遷城寺	宗憲	氏就任
群馬縣病院協会々々長	後藤弘	氏改選により久保園	善次郎	氏就任
岐阜縣病院協会々々長	久米直助	氏死亡により後藤	善、幸	氏就任
京都府病院協会々々長	細田猛	氏退任により吉	王太郎	氏就任
三重縣病院協会々々長	龜谷敬三	氏選出就任される		
福島縣病院協会々々長	桃井正三	氏退任	青藤	志太郎氏に改め
佐賀縣病院協会々々長	岡崎喜一郎	氏就任		
静岡縣病院協会々々長	佐藤太平	氏を河	谷五郎	氏に改め
日本病院協会々々長	橋本寛敏	氏任期満了し原	素行	氏就任
常任顧問	阿部	医務局長殿	曾田	医務局長殿
	久下	次長殿	高田	次長殿
	寺田	衛生局長殿	寺謝野	衛生局長殿
	谷口	日医会長殿	田密	日医会長殿
	河野	医務課長殿	内藤	医務課長殿
	二階堂	医務課長殿	清水	医務課長殿
	山崎	主事殿	正野	主事殿(改姓)に夫々改めた。

以上

(日病協) 27年度収支決算書 (皇28.6.31)

課目	収入の部	予算額	差引増減額
全實収入	839,000-	1,680,000-	841,000-
未収公費	1,044,400-	1,143,100-	1,038,700-
雑収入	2,383-	5,000-	2,617-
前期繰越金	34,542-	34,542-	0
取受金	121,858-	0-	△121,858-
合計	1,102,183-	2,862,642-	1,760,459-

  

課目	支出の部	予算額	差引増減額
事務費	433,410-	490,000-	56,590-
人件費			
俸給	(360,000)	(360,000)	(0)
手当	(29,100)	(60,000)	(30,900)
諸給	(0)	(20,000)	(20,000)
旅費	(44,310)	(50,000)	(5,690)
物件費	95,570-	325,000-	229,430-
通信費	(20,795)	(25,000)	(4,205)
消耗品費	12,760	30,000	17,240
印刷費	31,600	50,000	18,400
什器備品	29,500	200,000	170,500
雑費	(915)	(20,000)	(19,085)
会議費	44,315-	70,000-	25,685-
總會費	(10,925)	(30,000)	(19,075)
役員公費	22,770	25,000	2,230
諸会議費	(10,620)	(15,000)	(4,380)
事業費	117,523-	460,000-	342,477-
渉外費	(58,142)	(90,000)	(31,858)
弘報費	20,100	30,000	9,900
公報費	5,163	50,000	44,837
学公費	0	30,000	30,000
社保対象費	0	100,000	100,000
専門委員公費	(34,115)	(160,000)	(125,882)
借入金	360,000-	360,000-	0
借入金	0	543,081-	543,081-
取受金	0	610,019-	610,019-
繰越金	0	4,542-	4,542-
預貯金	51,365-	0	△51,365-
合計	1,102,183-	2,862,642-	1,760,459-

昭和二十八年年度 收支豫算 社団法人日本病院協會

収入の部

一 会費収入	一六八〇〇〇〇圓	加八病院一四〇〇病院 一病院年額二二〇〇圓
二 未収会費	一八七九七〇〇圓	二十六年度三三六七〇〇圓 二十七年年度八四一〇〇〇圓
三 雑収入	一二五〇〇〇圓	人事部 利子 手数料その他
四 前期繰越金	五一三六五圓	
合 計	三、七三六〇六五圓	

支出の部

一 事務費	七〇〇〇〇圓	
人件費	五、四〇〇〇〇圓	職員四名（人事一名増員）
手当	八〇〇〇〇圓	平二圓
雑給	二〇〇〇〇圓	臨時に備入た者に支給
旅費	六〇〇〇〇圓	地味、市内等出張の旅費交通費等
二 物件費	三六〇〇〇〇圓	
通信費	四〇〇〇〇圓	
消耗品費	三〇〇〇〇圓	
印刷費	七〇〇〇〇圓	公費帳簿、論種資料等の作成其她
什器備品	二〇〇〇〇圓	会議室、役員室等の整備その他
雑費	二〇〇〇〇圓	
三公 雑費	八〇〇〇〇圓	
總公費	三〇〇〇〇圓	
役員公費	三〇〇〇〇圓	
銷公費	二〇〇〇〇圓	
四 事業費	四九四〇〇〇圓	
公報費	一〇〇〇〇〇圓	国際病院協会の費、その他
公費	四〇〇〇〇圓	
公費	三〇〇〇〇圓	
公費	三〇〇〇〇圓	
公費	一〇〇〇〇〇圓	社会保険、課税その他
公費	一六〇〇〇〇圓	専門委員会、寄附請委員会その他
公費	二〇〇〇〇圓	医療職員、事務室等の諸係
公費	二〇〇〇〇圓	公報借室料

五 借入金	三六〇〇〇〇圓	
七 雑収入	一〇一〇一八八圓	
八 雑収入	七三二、八七七圓	
合 計	三、七三六〇六五圓	

東京二六六〇三九四三七年一三六五八圓返戻

會 員 名 簿

昭和廿年五月末現在

都道府県協会別	所在地	会 員 数
東京病院協会	東京都文京区湯島三ノ六病院会館内	一六〇
愛媛県	松山市出瀬町二丁目 県立愛媛病院内	三〇
新潟県	新潟市東中通一丁目六番町六 新潟県厚生連内	七七
岩手県	岩手県稗貫郡花巻町大字里川口	三〇
宮城県	仙台市宮城台町通三ノ八 宮城県庁内衛生部	四〇
山形県	山形市香澄町字本宮小路三ノ八 県立山形病院	三四
栃木県	宇都宮局 栃木県庁衛生部 医務課	三一
富山県	富山市總曲輪四ノ九 富山県医師会内	四七
石川県	金沢市殿町六五ノ三	六五
福井県	福井市月見町六 福井赤十字病院内	一六

山梨県

甲府市春日町二六

許山胃腸病院内

会費数

一五

長野県

長野市北石堂町

長野赤十字病院内

会費数

三〇

愛知県

名古屋昭和区村田町二四

愛知県医師会館内

会費数

六五

大阪府

大阪市天王寺区土居町八

大阪警察病院内

会費数

九一

兵庫県

神户市西楠町七丁目

神戸医大附属病院内

会費数

六五

東京都

東京都登六路町二

赤十字病院内

会費数

二五

山口県

山口市上野会敷島

山県庁公衆衛生課

会費数

八九

福岡県

福岡市菜院埜埜七

済生会福岡病院内

会費数

九六

長崎県

長崎市榎津町四八

中村病院内

会費数

二〇

岐阜県

岐阜市可町

皇立大学病院内

会費数

二二

福岡県

福岡市舟橋町

福岡赤十字病院内

会費数

三〇

群馬県

前橋市新町三五

前橋赤十字病院内

会費数

二一

三重県

津市鷹匠町二六

三重県医師会内

会費数

二二

滋賀県

大津市真野町二 大津赤十字病院内

会費数 二八

和歌山県

和歌山市小杉原通二 和歌山県庁内

会費数 二四

鳥取県

鳥取市西町一 鳥取赤十字病院内

会費数 二五

鳥取県

松江市新衣町二〇 松江赤十字病院内

会費数 二四

香川県

高松市天神前二 三民病院内

会費数 四二

茨城県

水戸市新鳥見町三三二 茨城県医師会館内

会費数 一九

静岡県

静岡市追分町 静岡県庁衛生部

四〇

京都府

京都市上京区釜座通一丸太町七 第一赤病院

会費数 五〇

佐賀県

佐賀市水江町三五 豊好生館内

会費数 七

青森県

青森市大平浦町中橋本面 青森県医師会内

会費数 四三

会費総数

一四二三

右の通り相違ありません

昭和三年六月八日

社団法人 日本病院協會

會長 上條 秀介

副會長 西村 泰

〃 熊谷 千代丸

常務理事 金子 準二

〃 莊 寛

〃 長岐 佐武郎

〃 宇屋 博

〃 菊地 眞一郎

理事 中山 栄之助

〃 佐藤 隆房

〃 加藤 豊次郎

〃 大沼 貞藏



右調査の結果正確なることを承認します。

昭和二十八年六月八日

社団法人日本病院協会

監事

三澤 敬義

大森 憲太

會員名簿

全口會員總數

一四二三名

以上



寫字



法人設立申告書

登記事項調査表  
※ 処理事項

昭和 年 月 日  税務署長殿	本店所在地	東京都文京区湯島三丁目一番地
	法人名	社団法人 日本病院協会
	代表者氏名印	会長 峰秀介
	電話番号	小石川 局 437

新たに法人を設立したから申告します

設立年月日 ①	事業年度 ②	資本の額 ③	事業の目的 ④	支店等の所在地 ⑤	名称	所在地
昭和 27 年 5 月 9 日	自昭和 年 6 月 1 日 至昭和 年 5 月 31 日	300,000 円	日本全病院の一致協力 により病院の向上発展 と其使命遂行とを目的 社会の福祉増進に努 める。		外国法人の 本店所在地⑥	
					納税者、管理人の 住所氏名印⑦	

備考

法人設立申告書の提出について

貴社は昭和 年 月 日法人として設立の登記を行っておりますが、法人が設立した場合には、設立後2か月以内に法人の設立申告書を所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますから、下記要領により添付書類をそえて至急御提出下さい。  
なお、この申告書について不明の点がありましたら、当署法人税課(係)まで御問合せ下さい。

記 載 の 方 法

- 一 この申告書は、法人を設立したことについて、内国法人であるときは法人を設立した日から2か月以内に外国法人であるときは外国法人となつた日から2か月以内に所轄税務署長に申告するために用います。なお、内国法人のうち、法第五条第一項各号に掲げる公益法人についても設立した場合にはこの用紙を用いますが、収益事業を開好したときは、他の用紙を用います。
- 二 この申告書は内国法人及び外国法人の種類に従い次に掲げる書類を別に添付して2通提出しますが、資本金五百万円未満の法人(金融機関及び外国法人を除きます。)は1通提出します。  
内国法人
  - (1) 定款
  - (2) 設立の登記簿謄本
  - (3) 株主、社員又は出資者の名簿
  - (4) 設立当時の貸借対照表及び財産目録
  - (5) 現物出資を受けたときは、出資者の氏名、出資金額及び出資の目的物の明細に関する書類
  - (6) 設立趣意書外国法人
  - (1) 定款の和訳文
  - (2) 法施行地にある支店、出張所又は事務所その他これに準ずるものについて登記をなした場合には、その登記簿謄本
  - (3) 法施行地にある支店、出張所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記載した書類
  - (4) 法施行地に資産又は事業を有するに至つた時における当該資産又は事業に係る貸借対照表及び財産目録
  - (5) 法施行地における事業の概要を記載した書類
- 三 内国法人の場合の記載の方法
  - 1 「本店所在地」欄には、定款に記載されている本店又は主たる事務所の所在地を地番まで記入します。
  - 2 「代表者氏名印」欄には、法人を代表する者の氏名を記入し、代表者が数人ある場合は、その全部を記入します。
  - 3 「設立年月日①」欄には、設立についての登記簿に記載されている登記年月日を記入しますが、法人税法第九条第六項に掲げる法人(農業協同組合等の法人)のうち、行政官庁の許可又は認可によつて設立する法人については、その許可又は認可のあつた日を記入します。
  - 4 「事業年度②」欄には、法令、定款その他これに準ずるものにより定められている事業年度を記入します。
  - 5 「資本の額③」欄には、登記した資本の額、出資の価格を記入します。
  - 6 「事業の目的④」欄には、定款その他これに準ずるものに記載されている目的のうち主なものを記入します。
  - 7 「支店等の所在地⑤」欄には、支店についての登記の有無を問わず、すべての支店、工場等を記入します。
  - 8 「備考」欄には、個人企業を法人組織としたもの、合併により設立したものである等その他参考となる事項を記入します。
  - 9 「外国法人の本店所在地⑥」欄には、外国法人についてのみ記入し、内国法人は記入の必要がありません。
  - 10 「税務処理事項※」欄には、記入の必要がありません。
- 三 外国法人の場合の記載の方法  
外国法人については、おおむね内国法人の場合の記載の方法に準じますが、次の点に留意して記入します。
  - 1 「本店所在地」欄には、日本における主たる資産又は事業の所在地を地番まで記入します。
  - 2 「代表者氏名印」欄には、主たる資産又は事業の管理又は経営の責任者の氏名を記入します。
  - 3 「設立年月日①欄」には、新たに外国法人となつた日を記入します。
  - 4 「外国法人の本住所在地⑦」欄には、外国法人の本国における本店所在地を記入します。
  - 5 「納税管理人の住所氏名印」欄には、日本において資産のみを有している外国法人については、納税管理人の氏名を記入します。

貸借対照表

昭和三年五月百現在

資産の部

資本の部

預金 参拾萬

資本金 参拾萬

合計 参拾萬

合計 参拾萬

以上



賦産目録

資産総額 金 参拾萬円也

内訳

現金 金 参拾萬円也

株式会社 大阪銀行神田支店預金

寄附申込書

社団法人日本病院協会設立の上は別紙目録の通り  
寄附致します。

昭和十六年六月二十四日

東京都大田区池上町一〇三七番地

上條 秀介

社団法人日本病院協会

設立代表者

上條 秀介 殿

寄附目録

金 拾萬円也

普通預金

株式会社

大阪銀行神田支店預金

## 設立趣意書

国民の健康確保に重要な使命を持つ病院は今や民主時代の進展に應じて其の管理各営面の合理化を図り最高の技術を以て完全な治療を施して国民の幸福と社会の福祉増進に努力しなければならぬ

殊に改正医療法は更に一段と病床の改装施設の改善等を要求して居るのであるから病院は首肯を脱してこの時代の要求に応ずると同時に法の完全実施に協力する為相援へて共同の問題を審議実行する事が最も適切であると確信し曩に東京都を始めとして全道府県に三余の病院協会が設立されたのである

更ニ本年に至り国際情勢に鑑みて全道府県病院が連合してこの日本病院協会を設立して病院の向上発展を期すると同時に広く国際活動に協力し人類の幸福に寄与せんとするものである

社団法人 日本病院協会

設立代表者 上条 秀介

社団法人日本病院協會

昭和廿七年度事業收支豫算書

(自昭和廿七年六月一日  
至昭和廿八年五月卅一日)

収入の部

一、會費收入	一、五六〇、〇〇〇圓	加盟病院	一、三〇〇、〇〇〇圓
二、雜收入	五〇〇、〇〇〇圓	一病院	一、二〇〇、〇〇〇圓
三、前年度繰越	五五〇、〇〇〇圓		
合計	一、六二〇、〇〇〇圓		

支出の部

一、事務費	七四〇、〇〇〇圓
人件費	三六〇、〇〇〇圓
俸給	六〇〇、〇〇〇圓
手当	二〇〇、〇〇〇圓
諸給	五〇、〇〇〇圓
旅費	五〇、〇〇〇圓
物件費	五〇、〇〇〇圓
備品什器費	五〇、〇〇〇圓
印刷費	五〇、〇〇〇圓
通信費	二〇、〇〇〇圓
消耗品費	五〇、〇〇〇圓
雜費	二〇、〇〇〇圓
會議費	三〇、〇〇〇圓
役員會費	二〇、〇〇〇圓
諸會議費	一〇、〇〇〇圓

二、事業費 二五〇、〇〇〇圓

涉外費	五〇、〇〇〇圓
弘報費	二〇、〇〇〇圓
會報費	五〇、〇〇〇圓
學會費	一〇、〇〇〇圓
社會保險	五〇、〇〇〇圓
社會對策費	三〇、〇〇〇圓
物價對策費	三〇、〇〇〇圓
諸稅對策費	二〇、〇〇〇圓
醫療法對策費	二〇、〇〇〇圓

三、借用料 三六〇、〇〇〇圓

	借用料	三六〇〇〇〇圓
四	豫備費	一五〇〇〇〇圓
	豫備費	一五〇〇〇〇圓
五	雜費	五〇〇〇〇圓
	雜費	五〇〇〇〇圓
六	翌年度繰越金	七〇〇〇〇圓
	翌年度繰越金	七〇〇〇〇圓
合	計	一六二〇〇〇圓